

社会保険

あいち

とじて保管しましょう



野間灯台(愛知県知多郡美浜町)

《今月の主な内容》

- 愛知県社会保険協会長 就任・退任あいさつ
- 賞与支払届の提出をお忘れなく
- 協会けんぽで実施している健診のご案内
- 申請書の提出にあたってのお願い
- 健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届について
- 「契約保養所利用補助券」発行のご案内

事業所の名称や所在地を変更されました際には、「事業所名称・所在地等変更届」を愛知県社会保険協会へご提出くださいますようお願いいたします。

なお、届書の様式は「社会保険あいちNo.509(2015年5月発行8ページ)」及び愛知県社会保険協会のホームページに掲載しております。

No. **510**

2015年7月

(隔月発行)

職場内で回覧しましょう

愛知県社会保険協会長

就任のごあいさつ



山本 秀樹

大暑の候 会員の皆様方にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび、松島延明前会長の後任として当協会会長に就任いたしました。

当協会は、健康保険・公的年金制度を周知するための広報活動を始め、社会保険に関する事務講習会の開催、各種福利厚生事業など、被保険者とそのご家族の生活に密着した事業を行っております。

これらの事業は、皆様の健康の保持増進、福祉の向上に直接結びつく活動であり、今後も引き続き積極的に推進してまいります。

当協会といたしましては、会員事業主や被保険者の皆様のお役に立てる事業運営に努めてまいります所存であります。

前任の松島会長同様、会員の皆様のなご一層のご支援、ご協力をお願い申し上げ、会長就任のあいさつとさせていただきます。

退任のごあいさつ



松島 延明

盛夏の候 会員の皆様にはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業の円滑な運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび5月25日付をもちまして愛知県社会保険協会会長を退任いたしました。

平成24年4月の就任以来、会員事業所で働く被保険者やそのご家族の皆様にも、毎日健康で過ごしていただくために、社会保険制度の普及推進、職場や家庭での健康管理対策事業、各種福利厚生事業の実施に努めてまいりました。

この3年間は、本格的な少子高齢社会・人口減少社会を迎え、社会保険を取り巻く環境が益々厳しくなった時期でありましたが、無事に責務を果たすことができましたことは、ひとえに会員の皆様のご理解とご協力の賜物と深く感謝申し上げます。

おわりに、皆様のますますのご健康とご多幸をお祈り申し上げ、退任のあいさつとさせていただきます。

「わたしと年金」エッセイ募集中

日本年金機構では、毎年11月を「ねんきん月間」として、公的年金制度の周知、啓発活動を展開いたします。この取組の一環として、皆さまから公的年金をテーマにしたエッセイを募集しています。

募集要項

- 応募作品
 - ・「わたしと年金」をテーマにしたエッセイ。
 - ・公的年金の大切さ、社会保障としての公的年金の意義など、公的年金に関するエピソードを盛り込んだ内容であれば、なんでも結構です。
- 応募資格 一般、学生（中学生以上の方）
- 応募要領
 - ・日本語で1,000～2,000文字以内。
 - ・氏名、ふりがな、年齢、性別、住所、電話番号、職業または所属（会社名、学校名等）を明記してください。
 - ・内容は応募者本人が創作したもので、未発表のものに限ります。
 - ・応募作品は返却しません。
- 応募締切 平成27年9月18日（金）当日消印有効
- 賞
 - 厚生労働大臣賞、日本年金機構理事長賞、優秀賞、入選受賞者には、賞状の授与並びに記念品を贈呈します。
- 発表等
 - ・入賞作品は日本年金機構ホームページに全文を掲載する（11月予定）他日本年金機構が発行する刊行物への掲載等を行う予定です。
 - ・入賞作品の著作権は日本年金機構に帰属します。
- 提出先・お問い合わせ先
 - 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24
 - 日本年金機構 サービス推進部 サービス推進グループ
 - 「わたしと年金」担当まで
 - 電話番号 03-5344-1100（代表）

詳しくは日本年金機構のホームページをご覧ください。たくさんのご応募をお待ちしております。

平成27年度 わたしと年金

検索

賞与支払届の提出をお忘れなく

事業主が、被保険者へ賞与を支給した場合には、支給日より5日以内に「健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届」の提出をお願いします。

対象となる賞与

賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受けるもののうち、年3回以下の支給のものをいいます。

なお、年4回以上支給されるものは標準報酬月額の対象とされ、また、労働の対償とみなされない結婚祝金等は、対象外です。

届出用紙の送付

届出用紙については、日本年金機構に登録されている賞与支払予定月の前月に、被保険者の氏名、生年月日等を印字したものを事業所様へ送付しております。

※賞与支払予定月の登録は、「健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表」、「健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届総括表」または「健康保険・厚生年金保険事業所関係変更(訂正)届」の提出等により行われます。

賞与にかかる保険料

賞与にかかる保険料は、実際に支払われた賞与額（税引き前の総支給額）から1,000円未満を切り捨てた額を「標準賞与額」とし、その「標準賞与額」に健康保険・厚生年金保険の保険料率を乗じて計算します。保険料は、事業主と被保険者が折半で負担します。

標準賞与額の上限は、健康保険では年度（4月1日から翌年3月31日まで）の累計額540万円、厚生年金保険は1カ月あたり150万円とされていますが、同月内に2回以上支給されるときは合算した額で上限額が適用されます。

提出先

郵送で事務センターまたは事業所の所在地を管轄する年金事務所へ提出してください。

留意事項

- 資格取得月（資格取得日以降）に支払われた賞与は保険料賦課の対象となりますが、資格喪失月に支払われた賞与は保険料賦課の対象となりません。ただし、資格取得と同月に資格喪失があった場合は、資格取得日から資格喪失日の前日までに支払われたものであれば対象となります。
- 健康保険では、資格喪失月であっても資格喪失日の前日までに支払われた賞与については、標準賞与額として決定し、標準賞与額の累計額（年度の累計額540万円）に含まれますので、該当する被保険者の方の賞与額等の記入忘れにご注意ください。
- 「健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表」は、賞与の支払いがなかった場合も提出が必要です。

● ● ● 協会けんぽで実施している健診のご案内 ● ● ●

加入者ご本人様
(被保険者様)
35歳～74歳



生活習慣病予防健診（一般健診）

35歳から74歳までの被保険者の方が対象で、年度内一回に限り、協会けんぽで健診費用の一部を補助しています。

18,522円相当の健診が**自己負担額7,038円で受診できます。**

11,484円を協会けんぽが補助します。

(自己負担額7,038円は一般健診自己負担額の最高額であり、健診機関により異なります)

一般健診内容

- ①診察等 ②身体計測 ③血圧測定 ④尿検査
⑤便潜血反応検査 ⑥血液検査 ⑦心電図検査
⑧胸部レントゲン検査 ⑨胃部レントゲン検査

お手続き

協会けんぽの契約健診機関にご予約のうえ、「生活習慣病予防健診申込書」を協会けんぽへ送付してください。

協会けんぽの健診の結果、生活習慣の改善が必要な方は、**無料で健康サポートが受けられます。**
詳しくは協会けんぽ愛知支部保健グループ（052-979-5194）までご相談ください。

一般健診以外にも子宮頸がん検診、乳がん検診、付加健診、肝炎ウイルス検査があります。対象年齢、金額がそれぞれ異なります。詳しくは協会けんぽ愛知支部ホームページをご覧ください。

加入者ご家族様
(被扶養者様)
40歳～74歳



特定健康診査

40歳から74歳までの被扶養者の方が対象で、年度内一回に限り、協会けんぽで健診費用の一部を補助しています。

愛知県内の契約健診機関で受診する場合、**自己負担額500円又は1,000円で受診できます。**

(6,520円を協会けんぽが補助します)

健診内容

- ①診察等 ②問診 ③身体計測 ④血圧測定
⑤血中脂質検査 ⑥肝機能検査 ⑦血糖検査 ⑧尿検査

お手続き

特定健康診査受診券をご用意いただき契約健診機関にご予約ください。
お手元に受診券がない場合は、協会けんぽまでご相談ください。

※実施機関、金額等詳細につきましては、協会けんぽ愛知支部ホームページをご覧ください。

歯科健診

加入者の方の「歯と健康の保持増進」を図るため、歯科健診事業を実施しています。

健診料金・・・歯・口腔状況検査 **3,240円**

健診内容

- ①う蝕の状態 ②歯牙・歯周組織の検査
③舌および粘膜の状態 ④顎関節の審査
⑤口腔衛生指導 ⑥ブラッシング指導

※歯科健診につきましては、愛知県歯科医師会にお尋ねください。

一般社団法人 愛知県歯科医師会事務局 事業第2課

TEL：052-962-9106



申請書の提出にあたってのお願い

協会けんぽでは申請等の事務処理を迅速に行うためにスキャナを使用して読み取りを行い、審査業務の効率化を図っております。

申請者の方への速やかなお支払いのため、提出にあたっては以下の点について**行わないよう**、ご理解とご協力をお願いいたします。

● 申請書のコピー ❌

印字位置がずれてしまうため
印字が薄くなってしまうため

[HPより申請書をダウンロードする場合]

- 両面印刷 ❌
- 縮小拡大印刷 ❌
- トナーセーブ ❌

A4片面の**実際のサイズ**で
印刷してください。



@FM(FM愛知)でラジオ番組を放送しています!

健康保険制度や健康づくりに関する情報をわかりやすくお伝えしています。

Healthylife Essence (ヘルシーライフエッセンス)

放送日時

毎週

- 日曜 13:55~14:00
- 月曜 18:55~19:00

パーソナリティ

川本 えこ氏
(タレント・DJ)



協会けんぽ出張窓口の閉鎖のお知らせ

笠寺・名古屋北・豊橋 年金事務所内の

協会けんぽ出張窓口は**平成27年7月末日**で終了します。

協会けんぽの申請書は郵送でお手続きいただけます。窓口までお越しただかなくとも手続きができるよう、サービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。



協会けんぽの紙面(4,5ページ)についてのお問い合わせはこちら

全国健康保険協会 愛知支部
協会けんぽ

〒461-8515 名古屋市東区葵1-13-8

TEL052-979-5190(代表)

● 受付時間 午前8:30~午後5:15(土日祝日・年末年始を除く)

記載の内容は、協会けんぽの加入者様向けのもので

健康保険組合の加入者様は、内容が異なる場合があります。

職場内で掲示して、ご活用ください。



手続きは郵送でお願いします。

メールマガジン会員募集中!

[協会けんぽ 愛知](#)

[検索](#)

健康保険・厚生年金保険

被保険者報酬月額変更届について



手続概要

被保険者の報酬が、昇（降）給等の固定的賃金の変動に伴って、大幅に変わったときは、毎年1回行う定時決定を待たずに標準報酬月額を改定します。これを随時改定といいます。

事業主は、随時改定に該当する被保険者がいる場合、速やかに「健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届」を提出してください。

随時改定の要件

次の3つの条件を全て満たした場合、変更後の報酬を初めて受けた月から起算して4カ月目の標準報酬月額から改定されます。

1 昇給または降給等により固定的賃金に変動があったとき

固定的賃金とは、支給額や支給率が決まっているものをいいますが、その変動には、次のような場合が考えられます。

- (1) 昇給（ベースアップ）、降給（ベースダウン）
- (2) 給与体系の変更（日給から月給への変更等）
- (3) 日給や時間給の基礎単価（日当、単価）の変更
- (4) 請負給、歩合給等の単価、歩合率の変更
- (5) 住宅手当、役付手当等の固定的な手当の追加、支給額の変更

2 変動月からの3カ月間に支給された報酬（残業手当等の非固定的賃金を含む）の平均月額に該当する標準報酬月額とこれまでの標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じたとき

3 3カ月とも支払基礎日数が17日以上であること

※次の場合は、随時改定の対象となりません。

- (1) 固定的賃金は上がったが、残業手当等の非固定的賃金が減ったため、変動後の引き続いた3カ月分の報酬の平均額による標準報酬月額が従前より下がり、2等級以上の差が生じた場合
- (2) 固定的賃金は下がったが、非固定的賃金が増加したため、変動後の引き続いた3カ月分の報酬の平均額による標準報酬月額が従前より上がり、2等級以上の差が生じた場合

添付書類

原則として不要です。

ただし、改定月の初日から起算して60日以上経過した後に届出をする場合、または標準報酬月額が大幅に下がる（5等級以上）場合には以下の添付書類が必要となります。

1. 被保険者が法人の役員以外の場合

(1) 貸金台帳の写し

固定的賃金の変動があった月の前の月から、改定月の前の月分まで

(2) 出勤簿の写し

固定的賃金の変動があった月から、改定月の前の月分まで

2. 被保険者が株式会社（特例有限会社を含む）の役員の場合

以下の（1）から（4）のいずれか1つおよび所得税源泉徴収簿または貸金台帳の写し（固定的賃金の変動があった月の前の月から、改定月の前の月分まで）

(1) 株主総会または取締役会の議事録

(2) 代表取締役等による報酬決定通知書

(3) 役員間の報酬協議書

(4) 債権放棄を証する書類

※その他の法人の役員の場合は、これらに相当する書類

提出先

郵送で事務センターまたは事業所の所在地を管轄する年金事務所へ提出してください。

留意事項

- (1) 休職による休職給を受けた場合は、固定的賃金の変動がある場合には該当しないため、随時改定の対象とはなりません。
- (2) 随時改定は、固定的賃金の変動月から3か月間に支給された報酬の平均月額に該当する標準報酬月額と従前の標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じることが条件ですが、標準報酬月額等級表の上限又は下限にわたる等級変更の場合は、2等級以上の変更がなくても随時改定の対象となります。

算定基礎届の提出はお済みですか

「算定基礎届」は、健康保険・厚生年金保険の保険給付や保険料計算の基礎となる大切な届出です。

まだ、お届けいただけていない場合は、至急日本年金機構に提出してください。

算定基礎届を作成された時に従前の標準報酬月額からみて2等級以上の差があるときは、月額変更に該当しないか確認をお願いします。該当する時は、「月額変更届」の提出をお願いします。

申込募集!!

「契約保養所利用補助券」発行のご案内

愛知県社会保険協会では、健康保険・厚生年金保険の被保険者やその被扶養者の方の健康の保持増進を図るため、下記の施設と年間を通じて契約していますので、健康づくりやレジャーの拠点として、ぜひご利用ください。

下記保養施設の利用補助券を発行します。

保養施設名	所在地
1. 柏屋	知多郡美浜町野間字畑中45
2. ホテル日間賀荘	知多郡南知多町大字日間賀島字龍海15
3. おんたけ休暇村	長野県木曾郡王滝村3159-25
4. 松風荘	新潟県村上市瀬波温泉2-4-29
5. 休暇村	全国に37ヶ所（詳細は休暇村のホームページをご覧ください）

◆補助金額 1,500円

◆発行枚数 1,500枚

※ただし、1事業所の交付枚数を事業所の規模(被保険者数)に応じ、右記の表のとおり上限枚数を設定させていただきますので、ご理解をお願いいたします。

※発行枚数に達したときは、期間中でも受付を締め切らせていただきます。(その旨ホームページに掲載いたします。)

◆申込資格

平成27年度の社会保険協会費を納入していただいた会員事業所の被保険者とその被扶養者

※申込方法(申込書様式)等詳しいことは、愛知県社会保険協会のホームページをご覧ください。

または、FAX(052-678-7334)にてご連絡いただければ、申込書の用紙等をFAXでお送りいたします。(必ず貴事業所のFAX番号を記入してください。)

事業所規模 (被保険者数)	上限枚数
1~99人	10枚
100~499人	20枚
500~999人	30枚
1,000人以上	40枚



タイムズカーレンタルの 優待サービス のお知らせ

愛知県社会保険協会の会員事業所にお勤めの方は、タイムズカーレンタルの優待サービスが受けられます。

インターネット予約の場合に限り、レンタカー全車種がいつでも通常料金の25%OFFでご利用いただけます。

申込は協会ホームページ内の専用バナーをクリックして予約手続きを行ってください。

なお、電話、来店による予約・利用については適用されませんのでご了承ください。



タイムズカーレンタル

インターネット予約で

いつでも**25%OFF!**

※他のキャンペーン、割引プログラムとの併用はできません。

ご協力ありがとうございました

平成27年度社会保険協会費の「払込取扱票」をお送りいたしましたところ、早期納入にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

なお、納入がお済みでない事業所様におかれましては、5月にお送りしております「払込取扱票」により、早期納入にご協力くださいますようよろしくお願い申し上げます。



社会保険 **あいち** No.510

— 平成27年7月発行 —

記事提供：日本年金機構中部ブロック本部
全国健康保険協会愛知支部

発行：一般財団法人愛知県社会保険協会

〒456-0022
名古屋市中熱田区横田1丁目11番6号 フジ神宮ビル8階
☎ 052-678-7330 URL <http://www.shaho-aichi.jp/>